

令和2年度 静岡県ミニHACCP承認事業申込み要領

○静岡県ミニHACCP承認制度

- 1 申込み資格：静岡県内食品衛生協会の会員である事業所
- 2 承認者：一般社団法人静岡県食品衛生協会会長
- 3 承認対象食品：静岡県内の工場で生産される1工場1アイテム
- 4 備考：詳細はホームページに掲載されている「静岡県ミニHACCP承認実施要綱」をご確認ください。

○平成31年度の静岡県ミニHACCP承認事業

- 1 申込み期間：令和2年4月1日（水）午前9時から4月24日（金）午後3時まで
- 2 申込み方法：ホームページからダウンロードした申請希望申込書に必要事項を記入の上、ファックス（FAX番号：054-253-6000）でお申込みください。（電話でFAXを送った旨、連絡願います）
（申込み多数の場合、当協会で、地域・業種・規模等を考慮の上選考を行いますので、あらかじめご了承ください。）
- 3 必要経費：承認申請までのHACCP指導員による指導料等、承認審査料
- 4 承認申請：指導員による指導後、令和3年1月末までに承認審査料を添えてそれぞれ静岡県ミニHACCP承認申請を行っていただき、承認されれば4月以降3年間の静岡県ミニHACCPの承認となります。
- 5 検 証：ミニHACCPの承認事業所には、担当HACCP指導員が年1回、検証を行います。

○HACCP責任者養成研修

静岡県ミニHACCP承認取得を目指す事業所では、HACCPに精通した指導的立場の方を中心に、事業所全体で取り組んでいただく必要があります。このため、当協会ではこのような方を対象に、HACCP責任者養成研修を開催します。

- 1 研修日程：令和2年7月15日（水）、16日（木）、7月30日（木）31日（金）
- 2 申込方法等：令和2年5月にホームページに掲載するほか、関係者には別途連絡致します。
- 3 研修費用：令和2年度は静岡県委託事業のため原則無料ですが、資料代、移動のためのタクシー代、実地研修会場での弁当代等を徴収いたします。

担当：一般社団法人 静岡県食品衛生協会
電話・FAX 054-253-6000
メール s.shoku@estate.ocn.ne.jp

令和2年度「静岡県ミニHACCP承認事業」(食品製造業)

申請希望申込書

加入協会名： 食品衛生協会

令和2年 月 日

(ふりがな) 申請者名 (法人の場合、法人名と代表者名を記入)	
申請者住所 (法人の場合、本社所在地を記入)	〒
申請希望対象施設名	
同施設の所在地	〒
承認取得希望食品名 (希望食品は1施設1食品アイテム)	
連絡先	電話 () *連絡が取れる電話番号をご記入ください。 FAX () E-mail
担当者名 部署及び役職名	
HACCP研修受講者の有無	研修の主催者、研修名、受講者 有 () ・ 無
備考	

*令和2年4月1日(水)午前9時から4月24日(金)午後3時までにFAXでお申込みください。(FAX後、確認の電話をお願いします)

お申込み・お問合せ先：一般社団法人 静岡県食品衛生協会

電話&FAX 054-253-6000